

# 行政書士等の方の代理申請について

## 1 現在登録のある申請者の代理申請を行う場合

### (1) 定時登録の更新又は追加登録(申請業種の追加)の申請を行う場合

申請者が取得している「ID」、「パスワード」、「メールアドレス」を申請者に確認してください。

また、「物品・役務」と「工事・道路維持除雪」の両方に登録していても、「ID」と「パスワード」は、申請者に一つしかありません。

「申請システムの入口」から「ID」と「パスワード」によりログインし、申請者のマイページから「物品・役務」「工事・道路維持除雪」又は「経常共同企業体(工事)」の登録区分を選択し、選択した登録区分の申請をそれぞれ行ってください。

申請書の「基本情報(本店情報)」の画面には、現在の登録内容が初期表示されます。この際、メールアドレス欄に表示されているアドレスを代理して行う行政書士等の方のメールアドレスに変更入力又は新たに入力を行ってください。

なお、現在、工事・道路維持除雪登録をしていて、新たに物品・役務登録をされる場合であっても、「基本情報(本店情報)」には現在の登録内容が表示されます。

複数の申請者の代理申請を行う場合であっても、代理する方の一つのメールアドレスでかまいません。申請システム上の本人確認は、あくまでも「ID」と「パスワード」によります。

メールアドレスは、申請に関する各種通知を受理するために使用する重要な項目ですので、入力間違いがないか十分確認してください。

申請システム上の代理人の方の氏名等の入力欄はありません。なお、添付書類を送付する際の必要書類である「添付書類一覧表」に代理人の方の「会社名」「担当者名」「電話番号」を記載していただきます。

登録により取得した認定通知書等は、印刷のうえ必ず申請者にお渡しください。なお、申請者あてに認定通知書を別途郵送等により送付することはいたしませんのでご注意ください。

登録手続きが全て終了した場合には、メールアドレスの登録が代理人の方のアドレスになっていることを説明のうえ、電子申請(変更届出)によりメールアドレスの変更を行うよう申請者にお伝えください。

### (2) 変更届の申請を行う場合

上記(1)と同様に、申請者が取得している「ID」、「パスワード」、「メールアドレス」を確認のうえ、申請してください。

変更届を申請する際、メールアドレスが登録されていない場合は、変更申請する他の項目と合わせて、本申請により、メールアドレスを登録してください。

## 2 新たに登録する申請者又は平成 19・20 年度以降 登録を中断していた申請者の代理申請を行なう場合

「申請システムの入口」から「新規ユーザ登録手続き」を行い、「仮ID/仮パスワード」を取得してください。この際に、基本情報登録画面にてメールアドレスの入力が必要となります。

申請手続きは、「仮ID/仮パスワード」を使用し、上記1と同様に行ってください。なお、申請書の「基本情報(本店情報)」の画面には、「仮ID/仮パスワード」取得時に入力した登録内容が初期表示されます。

資格認定した場合には、登録されたメールアドレスに認定のご連絡を差し上げますので、認定通知書と合わせて、「本ID」及び「パスワード」をシステム上で確認し、印刷のうえ必ず申請者にお渡しください。なお、申請者あてに別途郵送等により送付することはいたしません。

登録手続きが全て終了した場合には、メールアドレスの登録が代理人の方のアドレスになっていることを説明のうえ、電子申請(変更届出)によりメールアドレスの変更を行うよう申請者にお伝えください。